

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### サラリーマンの還付申告期限

**Q** : 私はサラリーマンです。3年程前に小学生の息子の医療費を50万円程支払いましたが、医療費控除を受けるのを忘れていました。今からでも医療費控除を受けることができますか。

**A** : できます。

#### 【解説】

サラリーマンは、通常、年末調整で税金の精算をしますので、確定申告をする必要がありません。

しかし、自分や親族のために多額の医療費を支払った場合の医療費控除や、災害、盗難、横領により現金、家屋、家財などの損害を受けた場合の雑損控除は、還付申告をしなければ、税金は戻ってきません。

このように、所得税法上確定申告書を提出する義務がない場合で、源泉徴収税額や予定納税額が納め過ぎになっている場合には、その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための申告書（還付申告書）を、その年の翌年1月1日から提出することができます。また、この申告書の提出期限は、その提出することができる日から5年間となっています。

したがって、ご質問の場合、3年前の医療費ということですから、まだ、還付申告書を提出することができることになります。

なお、自営者など確定申告を済ませている人の還付申告は、更正の請求といい、申告をした翌年3月15日が期限となります。

